

令和6年 第1回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6年2月27日 午後1時30分から

2. 開催場所 置戸町役場 第一会議室

3. 出席委員（11名）

1番 小建 一彦 2番 井上 一味 3番 松崎 久美

4番 安達 伴子 5番 齊藤 貴浩 6番 樋渡 秀晃

7番 松本 和彦 8番 篠原 正博 9番 溝井 雅幸

10番 大槻 尚浩 13番 廣中 和幸

4. 欠席委員（2名）

11番 野里 光幸 12番 佐藤 秀昭

5. 議に付した事件

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画の決定について」

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 五十嵐 勝昭

事務局職員 仁木 信一

早川 拓馬

事務局長 定刻となりましたので、令和6年第1回農業委員会議を開会したいと思います。今会議に野里会長の欠席の報告を受けていますので、議事進行を会長職務代理者の5番 齊藤 貴浩委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、議長にご挨拶を頂いてから開催いたします。議長よろしくをお願いします。

会長職務代理者 会長職務代理者挨拶

会長職務代理者 それでは只今より、令和6年第1回置戸町農業委員会議を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、9番 溝井 雅幸 委員、10番 大槻 尚浩 委員を指名します。

事務局より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、11番 野里委員、12番 佐藤委員の計2名でございます。

本日の提案議案は、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」までの2件です。以上で諸般の報告を終わります。

会長職務代理者 まずは、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

議案の1ページをお開きください。

事務局より説明させます。

事務局 では、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知の提出がありましたので審議を求める。

提出年月日は本日付、賃貸借契約の合意解約が2件となります。

1番 貸付人は字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん、借受人は字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇外、全3筆で、合計面積は15,433㎡です。

2番 貸付人は字〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん、借受人は字〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇で面積は816㎡です。
場所につきましては4ページ第1図をお開きください。

平成27年7月からの10年間を期間とし、賃貸借契約をしていましたが、売買の希望があり今回契約を解除するものです。

(第1図にて概要説明)1ページにお戻りください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

会長職務
代理者 事務局より、議案第1号について説明がありました。まず、議案第1号1番について審議を行います。

何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理者 質疑なしと認めます
それでは、議案第1号1番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理者 賛成多数と認め、議案第1号1番は原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理者 続いて、議案第1号2番について審議を行います。
何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理者 質疑なしと認めます。
それでは、議案第1号2番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理者 賛成多数と認め、議案第1号2番については原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理人

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議案の2ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、決定を求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり提出がありましたので審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は4件です。

1番から3番までは売り手が同一の方になりますので、併せて説明いたします。

1番

利用権設定等の種類としては、売買による所有権の移転となります。

売り手は、足寄郡陸別町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん、

買い手は、字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇外、全22筆で、合計面積は200,053㎡です。

売買金額は763,600円で、反当り3,817円。

あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

場所につきましては、5ページ第2図をご覧ください。

(場所の確認後)3ページへとお戻りください。

2番

利用権設定等の種類としては、売買による所有権の移転となります。

売り手は、足寄郡陸別町字〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん、

買い手は、字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇外、全17筆で、合計面積は181,602㎡です。

売買金額は885,000円、反当り4,873円になります。

あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

場所につきましては、6ページ第3図をご覧ください。

(場所の確認後)3ページへとお戻りください。

3 番

利用権設定等の種類としては、売買による所有権の移転となります。

売り手は、足寄郡陸別町字〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん、

買い手は、字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇外、全12筆で、合計面積は 88,359㎡です。

売買金額は519,500円、反当り5,879円になります。

あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

場所につきましては、7ページ第4図をご覧ください。

1番から3番は、平成26年2月から10年間の賃貸借契約が終了、その農地を売買により所有する形になります。

賃貸借契約の締結する際、それぞれの契約において価格が設定されており、その総額より支払った賃借料を除いた残価での買い取りとなっております。

つづきまして4番の説明をいたしますので、3ページへお戻りください。

4 番

利用権設定等の種類としては、売買による所有権の移転となります。

売り手が、字〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん。

買い手は、字〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。

土地の所在は、字〇〇〇〇番地〇外、全2筆で、合計面積は 49,495㎡です。

売買金額は 1,484,850円、反当り30,000円になります。

あっせん委員は、〇〇委員、〇〇委員です。

場所につきましては、8ページ第5図をご覧ください。

この土地につきましても、平成26年2月から10年間の賃貸借契約が終了、その農地を売買により所有する形になります。

会長職務
代理者

事務局より、議案第2号についての説明がありました。まず、議案第2号、1番について審議を行います。

何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理人 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号1番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理人 賛成多数と認め、議案第2号1番については原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理人 続いて、議案第2号2番について審議を行います。
何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理人 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号2番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理人 賛成多数と認め、議案第2号2番については原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理人 続いて、議案第2号3番について審議を行います。
何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理人 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号3番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理人 賛成多数と認め、議案第2号3番については原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理人 続いて、議案第2号4番について審議を行います。
何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会長職務
代理人 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号4番について原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会長職務
代理人 賛成多数と認め、議案第2号4番については原案のとおり可決いたしました。

会長職務
代理者

以上をもって、本日の議案審議は全て終了しました。令和6年
第1回農業委員会議を閉会いたします。